| ﾁｪｯｸ | 点検項目 | 点検内容 | 根拠条例・告示等 | 関係書類 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 適・否 | (就労定着支援) |
| **第1　基本方針(札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例)**　 |
| 適・否 | 一般原則及び基本方針 | ⑴　利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画)を作成し、これに基づき利用者に対して就労定着支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定就労定着支援を提供しているか。 | 第10条第1項 | ・就労定着支援計画・アセスメントの記録・モニタリングの記録 |
| 適・否 | ⑵　利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定就労定着支援の提供に努めているか。 | 第10条第2項 |  |
| 適・否 | ⑶　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施等の措置を講じているか。 | 第10条第3項 | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・研修計画・研修資料等・研修報告書等・研修受講修了証明書・研修の実施記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | ⑷　事業の運営に当たっては、暴力団員の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有していないか。 | 第10条第4項 |  |
| 適・否 | ⑸　利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された利用者に対して、利用期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行っているか。 | 第173条の6 |  |
| **第2　人員に関する基準(札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例)** |
| 適・否 | 1 就労定着支援員 | 　就労定着支援員の数は、事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上となっているか。 | 第173条の7第1項 | ・職員名簿・雇用契約書・発令簿又は辞令・勤務表・出勤状況に関する書類等・利用者数に関する書類・資格等を証明する書類・経験年数を証明する書類 |
| 適・否 | 2 サービス管理責任者 | 　事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数（※）の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。①　利用者の数が60以下　1以上②　利用者の数が61以上　1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上また、1人以上は常勤となっているか。※　当該事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業とこれらの指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及びこれらの指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。 | 第173条の7第2項及び第5項 |
| 適・否 | 3 利用者数の算定 | 　利用者の数は、前年度の平均値となっているか。　ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。 | 第173条の7第3項 |
| 適・否 | 4 職員の専従 | 　従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者となっているか。　ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。 | 第173条の7第4項 |
| 適・否 | 5 管理者 | 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。　ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 | 第173条の8(第55条準用) |
| **第3　設備に関する基準(札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例)**　 |
| 適・否 | 設備、備品等 | 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備、備品等を備えているか。 | 第173条の9 | ・事業所の平面図・設備、備品台帳 |
| **第4　運営に関する基準(札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例)**　 |
| 適・否 | 1 内容及び手続の説明及び同意 | ⑴　支給決定障害者等が指定就労定着支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定就労定着支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。※　重要事項の説明時に次の内容を記した説明書、パンフレット等を交付すること。運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等 | 第173条の16(第16条第1項準用) | ・利用申込書・申込時の説明書・同意に係る書類・運営規程・利用契約書・重要事項説明書 |
| 適・否 | ⑵　社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。※　交付すべき書面に記載すべき内容経営者の名称及び主たる事務所の所在地、提供する指定就労定着支援の内容、利用者が支払うべき額に関する事項、提供開始年月日、苦情を受け付けるための窓口 | 第173条の16(第16条第2項準用) |
| 適・否 | 2 契約支給量の報告等 | ⑴　指定就労定着支援を提供するときは、当該指定就労定着支援の内容、契約支給量、その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。 | 第173条の16(第17条第1項準用) | ・受給者証写し |
| 適・否 | ⑵　契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。 | 第173条の16(第17条第2項準用) |
| 適・否 | ⑶　指定就労定着支援の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を本市に対し遅滞なく報告しているか。 | 第173条の16(第17条第3項準用) | ・契約内容報告書の控え |
| 適・否 | ⑷　受給者証記載事項に変更があった場合に、⑴から⑶までに準じて取り扱っているか。 | 第173条の16(第17条第4項準用) | ・受給者証写し・契約内容報告書の控え |
| 適・否 | 3 提供拒否の禁止 | 　正当な理由がなく、指定就労定着支援の提供を拒んでいないか。 | 第173条の16(第18条準用) | ・利用申込受付簿 |
| 適・否 | 4 連絡調整に対する協力 | 　指定就労定着支援の利用について本市又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | 第173条の16(第19条準用) | ・本市や相談支援事業者等との連絡調整に関する記録 |
| 適・否 | 5 サービス提供困難時の対応 | 　事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定就労定着支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 第173条の16(第20条準用) | ・利用申込受付簿・紹介等の記録 |
| 適・否 | 6 受給資格の確認 | 　指定就労定着支援の提供を求められた場合は、その者が提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。 | 第173条の16(第21条準用) | ・受給者証写し |
| 適・否 | 7 訓練等給付費の支給の申請に係る援助 | ⑴　就労定着支援に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 第173条の16(第22条第1項準用) | ・利用申込受付簿・援助等の記録 |
| 適・否 | ⑵　就労定着支援に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | 第173条の16(第22条第2項準用) | ・利用者に関する記録・援助等の記録 |
| 適・否 | 8 心身の状況等の把握 | 　指定就労定着支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 第173条の16(第23条準用) | ・利用者に関する記録 |
| 適・否 | 9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | ⑴　指定就労定着支援の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市又は他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者等（以下「他のサービス提供者」という。）との密接な連携に努めているか。 | 第173条の16(第24条第1項準用) | ・利用者に関する記録・他のサービス提供者との連携に関する記 |
| 適・否 | ⑵　指定就労定着支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、他のサービス提供者との密接な連携に努めているか。 | 第173条の16(第24条第2項準用) |
| 適・否 | 10 身分を証する書類の携行 | 　従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 | 第173条の16(第25条準用) | ・身分証明書、名札等・就業規則 |
| 適・否 | 11 サービスの提供の記録 | ⑴　指定就労定着支援を提供したときは、当該指定就労定着支援の提供日、内容その他必要な事項を、指定就労定着支援の提供の都度記録しているか。 | 第173条の16(第26条第1項準用) | ・サービス提供実績記録票・指定就労定着支援の提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　⑴の規定による記録を行うときは、指定就労定着支援を提供したことについて支給決定障害者等から確認を受けているか。 | 第173条の16(第26条第2項準用) | ・サービス提供実績記録票 |
| 適・否 | 12 利用者等に求めることのできる金銭の支払いの範囲等 | ⑴　指定就労定着支援を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 | 第173条の16(第27条第1項準用) | ・運営規程・領収証控え |
| 適・否 | ⑵　⑴の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。　ただし、13の⑴から⑶までに掲げる支払については、この限りでない。 | 第173条の16(第27条第2項準用) | ・説明書類・同意に係る書類 |
| 適・否 | 13 利用者負担額等の受領 | ⑴　指定就労定着支援を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定就労定着支援に係る利用者負担額の支払を受けているか。 | 第173条の16(第28条第1項準用) | ・利用者負担額請求書・領収証控え |
| 適・否 | ⑵　法定代理受領を行わない指定就労定着支援を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定就労定着支援に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 | 第173条の16(第28条第2項準用) |
| 適・否 | ⑶　⑴及び⑵に規定する額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において就労定着支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けているか。 | 第173条の16(第28条第3項準用) | ・請求書・交通費の額がわかる書類・領収証控え |
| 適・否 | ⑷　⑴から⑶までに規定する支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支払を行った支給決定障害者等に対し交付しているか。 | 第173条の16(第28条第4項準用) | ・領収証控え |
| 適・否 | ⑸　⑶の規定によりその費用の支払を受けることができる指定就労定着支援の提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該指定就労定着支援の内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者等の同意を得ているか。 | 第173条の16(第28条第5項準用) | ・同意に係る書類等・説明書類 |
| 適・否 | 14 利用者負担額に係る管理 | 　支給決定障害者等が同一の月に指定就労定着支援及び他の指定障害福祉サービス等を受けた場合において、当該支給決定障害者等の依頼を受けたときは、当該指定就労定着支援及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定就労定着支援及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しているか。　この場合において、利用者負担額合計額について、本市に報告するとともに、支給決定障害者等及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | 第173条の16(第29条準用) | ・利用者負担額合計額の算定書類・上限額管理結果票・支給決定障害者等及び他の指定障害福祉サービス事業者等に対する通知の控え |
| 適・否 | 15 訓練等給付費の額に係る通知等 | ⑴　法定代理受領により指定就労定着支援に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。 | 第173条の16(第30条第1項準用) | ・支給決定障害者等に対する通知（代理受領通知）の控え |
| 適・否 | ⑵　法定代理受領を行わない指定就労定着支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定就労定着支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。 | 第173条の16(第30条第2項準用) | ・サービス提供証明書控え |
| 適・否 | 16 取扱方針 | ⑴　就労定着支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者に対する支援を適切に行うとともに、指定就労定着支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 | 第173条の16(第60条第1項準用) | ・就労定着支援計画・指定就労定着支援の提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵ 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。 | 第173条の16(第60条第2項準用) |
| 適・否 | ⑶　指定就労定着支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 | 第173条の16(第60条第3項準用) | ・説明書類 |
| 適・否 | ⑷　提供する指定就労定着支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 第173条の16(第60条第4項準用) | ・質の評価の実施に関する記録・改善に関する記録 |
| 適・否 | 17 計画の作成 | ⑴　管理者は、サービス管理責任者に指定就労定着支援に係る就労定着支援計画の作成に関する業務を担当させているか。 | 第173条の16(第61条第1項準用) | ・就労定着支援計画 |
| 適・否 | ⑵　サービス管理責任者は、就労定着支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じた利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 | 第173条の16(第61条第2項準用) | ・アセスメントの記録 |
| 適・否 | ⑶ アセスメントを行うに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。 | 第173条の16(第61条第3項準用) | ・アセスメントの記録 |
| 適・否 | ⑷　サービス管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、利用者に面接しているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | 第173条の16(第61条第4項準用) | ・面接の記録・説明書類 |
| 適・否 | ⑸　サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労定着支援の目標及びその達成時期、指定就労定着支援を提供する上での留意事項等を記載した就労定着支援計画の原案を作成しているか。　この場合において、事業所において提供する指定就労定着支援以外の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携も含めて就労定着支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。 | 第173条の16(第61条第5項準用) | ・就労定着支援計画の原案 |
| 適・否 | ⑹　サービス管理責任者は、就労定着支援計画の作成に係る会議（利用者に対する指定就労定着支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、⑸に規定する就労定着支援計画の原案の内容について、意見を求めているか。 | 第173条の16(第61条第6項準用) | ・会議録等 |
| 適・否 | ⑺　サービス管理責任者は、⑸に規定する就労定着支援計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 | 第173条の16(第61条第7項準用) | ・説明文書・同意の文書 |
| 適・否 | ⑻　サービス管理責任者は、就労定着支援計画を作成した際には、利用者及び指定特定相談支援事業者等に、当該就労定着支援計画を記載した書面を交付しているか。 | 第173条の16(第61条第8項準用) | ・利用者等への交付の記録 |
| 適・否 | ⑼　サービス管理責任者は、就労定着支援計画について、実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、見直しを検討し、必要に応じて変更を行っているか。 | 第173条の16(第61条第9項準用) | ・モニタリングの記録・就労定着支援計画 |
| 適・否 | ⑽ サービス管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。①　定期的に利用者に面接すること。②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。 | 第173条の16(第61条第10項準用) | ・面接の記録・モニタリング記録 |
| 適・否 | ⑾　就労定着支援計画に変更のあった場合、⑵から⑻までに準じて取り扱っているか。 | 第173条の16(第61条第11項準用) |  |
| 適・否 | 18 サービス管理責任者の責務 | ⑴　サービス管理責任者は、就労定着支援計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。①　利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。②　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。③　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。 | 第173条の10第1項 | ・組織図・業務分担表・職員会議録・指定就労定着支援の提供に関する記録・従業者に対する助言等に関する記録 |
| 適・否 | ⑵ サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。 | 第173条の10第2項 | ・指定就労定着支援の提供に関する記録 |
| 適・否 | 19 相談及び援助 | 　常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、利用者又はその家族に対して必要な助言その他の援助を行っているか。 | 第173条の16(第63条準用) | ・相談等の記録 |
| 適・否 | 20 職場への定着のための支援の実施 | ⑴　利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しているか。 | 第173条の12第1項 | ・相談等の記録 |
| 適・否 | ⑵　利用者に対して⑴の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の体面に相当する方法により、これを行っているか。 | 第173条の12第2項 | ・面談等の記録 |
| 適・否 | ⑶　利用者に対して⑴の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問し、当該利用者の職場での状況を把握するよう努めているか。 | 第173条の12第3項 | ・訪問等の記録 |
| 適・否 | 21 サービス利用中に離職する者への支援 | 指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行っているか。 | 第173条の13 | ・指定就労定着支援の提供に関する記録・連絡調整等の記録 |
| 適・否 | 22 実施主体 | 　事業者は、生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センターか。 | 第173条の11 | ・指定通知書・就労した者に関する書類 |
| 適・否 | 23 支給決定障害者等に関する本市への通知 | 指定就労定着支援を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって訓練等給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しているか。 | 第173条の16(第36条準用) | ・本市への通知の控え |
| 適・否 | 24 管理者の責務 | ⑴　管理者は、事業所の他の従業者の管理、業務の管理その他の必要な管理を一元的に行っているか。 | 第173条の16(第37条第1項準用) | ・組織図・業務分担表・職員会議録・業務マニュアル等 |
| 適・否 | ⑵　管理者は、事業所の従業者に「札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例」の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 | 第173条の16(第37条第2項準用) |
| 適・否 | 25 運営規程 | 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。①　事業の目的及び運営の方針②　従業者の職種、員数及び職務の内容③　営業日及び営業時間④　指定就労定着支援の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額⑤　通常の事業の実施地域⑥　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑦　虐待の防止のための措置に関する事項　・　虐待防止員会の設置等に関すること・　虐待の防止に関する担当者の選定・　成年後見制度の利用支援・　苦情解決体制の整備・　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施等⑧　その他運営に関する重要事項 | 第173条の14 | 運営規程 |
| 適・否 | 26 勤務体制の確保等 | ⑴　利用者に対し、適切な指定就労定着支援を提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。 | 第173条の16(第40条第1項準用) | ・勤務表 |
| 適・否 | ⑵　事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定就労定着支援を提供しているか。 | 第173条の16(第40条第2項準用) | ・勤務表・出勤状況に関する書類等・雇用契約書・辞令書・賃金台帳 |
| 適・否 | ⑶　従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。 | 第173条の16(第40条第3項準用) | ・研修計画・研修資料等・研修報告書等・研修の実施記録・研修受講修了証明書 |
| 適・否 | ⑷　適切な指定就労定着支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えるものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じているか。 | 第173条の16(第40条第4項準用) | ・倫理綱領、行動指針・ハラスメント防止の取り組みに関する記録等 |
| 適・否 | 27 業務継続計画の策定等 | ⑴　感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定就労定着支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | 第173条の16(第40条の2第1項準用) | ・業務継続計画・従業者に周知した記録・研修及び訓練の実施記録・業務継続計画に基づく対応記録等 |
| 適・否 | ⑵　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（1年に1回以上）に実施しているか。 | 第173条の16(第40条の2第2項準用) |
| 適・否 | ⑶　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 第173条の16(第40条の2第3項準用) |
| 適・否 | 28 衛生管理等 | ⑴　従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 | 第173条の16(第41条第1項準用) | ・従業者の健康管理に関する記録・衛生マニュアル等・設備、備品台帳 |
| 適・否 | ⑵　事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 | 第173条の16(第41条第2項準用) |
| 適・否 | ⑶　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。①　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（6か月に1回以上）に開催するとともに、従業者に周知徹底を図ること。②　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。③　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（1年に1回以上）に実施すること。 | 第173条の16(第41条第3項準用) | ・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・感染症の予防及びまん延防止の指針・研修及び訓練の実施記録 |
| 適・否 | 29 掲示 | 　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。　ただし、この重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 | 第173条の16(第42条第1項及び第2項準用) | ・掲示物又は備え付けの書面 |
| 適・否 | 30 秘密保持等 | ⑴　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | 第173条の16(第43条第1項準用) | ・就業規則・就業時の取り決め等・秘密保持に係る同意書 |
| 適・否 | ⑵　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 第173条の16(第43条第2項準用) |
| 適・否 | ⑶　他の事業者等に対して利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | 第173条の16(第43条第3項準用) | ・情報提供に関する同意書 |
| 適・否 | 31 情報の提供等 | ⑴　指定就労定着支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、その実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | 第173条の16(第44条第1項準用) | ・広告、ポスター、パンフレット、ＨＰ等・情報開示の手順等に関する規程・情報開示に係る記録 |
| 適・否 | ⑵　その実施する事業について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしていないか。 | 第173条の16(第44条第2項準用) |
| 適・否 | 32 利益供与等の禁止 | ⑴　一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 第173条の16(第45条第1項準用) | ・就業規則・就業時の取り決め等・紹介等に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 第173条の16(第45条第1項準用) |
| 適・否 | 33 苦情解決 | ⑴　その提供した指定就労定着支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 | 第173条の16(第46条第1項準用) | ・苦情相談体制図・苦情解決手順書・説明書類・掲示物・パンフレット |
| 適・否 | ⑵　⑴の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 第173条の16(第46条第2項準用) | ・苦情の記録・改善に向けた取組に関する記録 |
| 適・否 | ⑶　その提供した指定就労定着支援に関し、法第10条第1項の規定により本市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第173条の16(第46条第3項準用) | ・本市からの指導、助言等の通知・改善報告等の控え・改善措置に関する記録 |
| 適・否 | ⑷　その提供した指定就労定着支援に関し、法第11条第2項の規定により市長が行う報告若しくは指定就労定着支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第173条の16(第46条第4項準用) |
| 適・否 | ⑸　その提供した指定就労定着支援に関し、法第48条第1項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第173条の16(第46条第5項準用) |
| 適・否 | ⑹　本市又は市長から求めがあった場合には、⑶から⑸までの改善の内容を本市又は市長に報告しているか。 | 第173条の16(第46条第6項準用) | ・本市等に対する改善報告の控え |
| 適・否 | ⑺　社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | 第173条の16(第46条第7項準用) | ・運営適正化委員会の調査等に関する記録 |
| 適・否 | 34 事故発生時の対応 | ⑴　利用者に対する指定就労定着支援の提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 第173条の16(第47条第1項準用) | ・事故に関する記録・事故対応マニュアル等・事故等発生状況報告書・業務日誌・ヒヤリ・ハット報告等 |
| 適・否 | ⑵　事故の状況及び事故に際して講じた措置について、記録しているか。 | 第173条の16(第47条第2項準用) |
| 適・否 | ⑶　利用者に対する指定就労定着支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合に、その損害を速やかに賠償しているか。 | 第173条の16(第47条第3項準用) | ・事故に関する記録・損害賠償に関する記録・損害賠償保険の加入状況、支払状況に関する書類 |
| 適・否 | 35 虐待の防止 | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。　①　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。　②　事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。　③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | 第173条の16(第47条の2準用) | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・研修資料等・研修の実施記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | 36 会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定就労定着支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | 第173条の16(第48条準用) | ・会計関係書類 |
| 適・否 | 37 記録の整備 | ⑴　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 第173条の15第1項 | ・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録 |
| 適・否 | ⑵　利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該記録の作成日から5年間保存しているか。①　就労定着支援計画②　指定就労定着支援の提供の記録③　支給決定障害者に関する本市への通知に係る記録④　苦情の内容等の記録⑤　事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 | 第173条の15第2項 | ・就労定着支援計画・指定就労定着支援の提供に関する記録・本市への通知に係る記録・苦情の内容等の記録・事故等の記録 |
|  | （電磁的記録等） | 記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、上記2⑴及び6を除き、書面により行うこととされているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるものする。また、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもののうち、書面により行うこととされているものについては、相手方の承諾を得て、相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるものとする。※　ただし、これらの方法を用いる場合においては、改ざんや滅失、外部への情報の流出等が発生し得ない確実な方法により行うこと。 | 第419条第1項及び第2項 |  |
| **第5　変更の届出等(法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)**　 |
| 適・否 |  | ⑴　事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23に定める事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。注)　「事業所（施設）の名称」、「事業所（施設）所在地」、「申請者（設置者）の名称」、「事業所（施設）の平面図及び設備の概要」、「主たる対象者」、「運営規程（定員）」、「運営規程（共同生活住居・居室の追加・廃止、従たる事業所の設置・廃止）」については、変更日の1カ月前まで※　法律上は「10日以内の届出」となっておりますが、利用者の方等への事前の周知が必要な場合や職員配置及び設備基準等の確認が必要であるため、上記期日までに郵送してください（消印有効）。※　事業所の追加、移転等については、事前に建築基準法及び消防法に基づく防火設備等について確認してください。詳しくは「事業者指定申請に係る他の法律・制度」をご覧ください。（賃貸の場合は、契約前に確認することをおすすめします。）※　札幌市外への事業所の移転については、概ね移転（予定）日の2カ月前までに移転先を所管する振興局や中核市への新規申請及び移転（予定）日の1カ月前までに本市へ廃止届の提出が必要です。 | 法第46条第1項 | ・届出書等控え |
| 適・否 | ⑵　事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1カ月前までに、その旨を市長に届け出ているか。 | 法第46条第2項 |
| **第6　訓練等給付費の算定及び取扱い****(告示：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523 号))****（留意事項：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年障発第1031001号））****(法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)** |
| 適・否 | 1 基本事項 | ⑴　指定就労定着支援に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第14の2により算定する単位数に、「厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）」を乗じて得た額を算定しているか。ただし、その額が現に当該指定就労定着支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定就労定着支援事業に要した費用の額となっているか。 | 告示1及び法第29条第3項 | ・訓練等給付費請求書・訓練等給付費明細書 |
| 適・否 | ⑵　⑴の規定により、指定就労定着支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。 | 告示2 |
| 適・否 | 2 就労定着支援サービス費 | ⑴　就労に向けた支援として、指定生活介護等、指定自立訓練（機能訓練）等、指定自立訓練（生活訓練）等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援Ａ型等若しくは指定就労継続支援Ｂ型等（以下「生活介護等」という。）または基準該当生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者（通常の事業所に雇用されている障害者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして生活介護等又は基準該当生活介護等を受けた障害者については、当該生活介護等又は基準該当生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）に対して、当該通常の事業所での就労の継続を図るため、指定就労定着支援を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第14の2の1の注1 | ・訓練等給付費明細書・サービス提供実績記録票・就労定着支援計画・指定就労定着支援の提供に関する記録・利用者数に関する書類・就労定着率に関する書類・受給者証写し |
| 適・否 | ⑵　指定就労定着支援を行った場合に、市長に届け出た就労定着率（※）に応じ、1月につき所定単位数を算定しているか。ただし、新規に指定を受けた日から1年間の事業所の就労定着率は、指定を受けた日の属する月の前月の末日から起算して過去3年間において当該事業所において一体的に運営される生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用された者のうち、指定を受けた日の属する月の前月の末日において通常の事業所での就労を継続している者の総数を、指定を受けた日の属する月の前月の末日から起算して過去3年間において当該事業所において一体的に運営される生活介護等を利用して就労した者の合計数で除して得た率とする。※　当該指定就労定着支援を行った日の属する年度の前年度の末日において指定就労定着支援を受けている利用者と当該前年度の末日から起算して過去3年間において就労定着支援の利用を開始した者のうち通常の事業所での就労を継続しているものの合計数を、当該前年度の末日から起算して過去3年間において指定就労定着支援を受けた利用者の総数を除して得た率。 | 告示別表第14の2の1の注2 |
| 適・否 | 3 人員欠如減算 | 　就労定着支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていない場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。就労定着支援員の員数を満たしていない状態が減算適用月から3月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が減算適用月から5月以上継続している場合は、所定単位数に100分の50を乗じて得た数を算定しているか。 | 告示別表第14の2の1の注3⑴留意事項第二の1⑻ | ・訓練等給付費明細書・利用者数に関する書類・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類等 |
| 適・否 | 4 就労定着支援計画未作成減算 | 　指定就労定着支援の提供に当たって、就労定着支援計画が作成されていない場合、次に掲げる場合に応じ、それぞれ掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。①　作成されていない期間が3月未満の場合　　100分の70　②　作成されていない期間が3月以上の場合　　100分の50 | 告示別表第14の2の1の注3⑵ | ・訓練等給付費明細書・就労定着支援計画 |
| 適・否 | 5　情報公表未報告減算 | 情報公表対象サービス等情報に係る市長への報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 | 告示別表第14の2の1の注4 | ・情報公表対象サービス等情報に係る市長への報告 |
| 適・否 | 6業務継続計画未策定減算 | 以下の基準を満たしていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。①　感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定就労定着支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。②　当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。 | 告示別表第14の2の1の注5 | ・業務継続計画・従業者に周知した記録・研修及び訓練の実施記録・業務継続計画に基づく対応記録等 |
| 適・否 | 7虐待防止措置未実施減算 | 以下の基準を満たしていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。①　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。②　事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | 告示別表第14の2の1の注6 | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・研修資料等・研修報告書等・研修の実施記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | 8　支援体制構築未実施減算 | 以下の基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。①　支援の提供を行う期間が終了するまでに解決することが困難であると見込まれる課題があり、かつ、当該期間が終了した後も引き続き一定期間にわたる支援が必要と見込まれる利用者（以下「要継続支援利用者」という。）の状況その他の当該要継続支援利用者に対する支援に当たり必要な情報（以下「要継続支援利用者関係情報」という。）について、当該要継続支援利用者を雇用する事業所及び就労に関する支援等を行う関係機関（以下「関係機関等」という。）との当該要継続支援利用者関係情報の共有に関する指針を定めるとともに、責任者を選任していること。②　事業所において指定就労定着支援の提供を行う期間が終了する3月以上前に、要継続支援利用者の同意を得て、関係機関等との間で要継続支援利用者関係情報を共有していること。③　関係機関等との要継続支援利用者関係情報の共有の状況に関する記録を作成し、保存していること。 | 告示別表第14の2の1の注7 | ・要継続支援利用者関係情報の共有に関する指針・要継続支援利用者関係情報の共有の状況に関する記録 |
| 適・否 | 9　特別地域加算 | 以下のいずれかの地域（以下「特別地域」という。）に居住している利用者の居宅若しくは特別地域に所在する利用者が雇用された通常の事業所において、当該利用者との対面により指定就労定着支援を行った場合は、1回につき240単位を加算しているか。　①　離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域　②　奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島　③　豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯　④　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項に規定する辺地　⑤　山村振興法第7条第1項の規定により指定された振興山村　⑥　小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する小笠原諸島　⑦　半島振興法第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域　⑧　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する特定農山村地域　⑨　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域⑩　沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する離島 | 告示別表第14の2の1の注8 | ・訓練等給付費明細書・指定就労定着支援の提供に関する記録 |
| 適・否 | 10 報告書の未提出 | 指定就労定着支援を行った日の属する月において、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主等との連絡調整及び連携を行うに当たり、利用者及び当該事業主等に対し、当該月における当該利用者に対する支援の内容を記載した報告書の提出を1回以上行わなかった場合は、就労定着支援サービス費を算定していないか。 | 告示別表第14の2の1の注9 | ・指定就労定着支援の提供に関する書類・支援の内容を記載した報告書 |
| 適・否 | 11 障害者職場適応援助者助成金との関係 | 　事業者が行うサービス事業所又は障害者支援施設に配置されている訪問型職場適応援助者が当該事業所の利用者に対し、計画に基づく援助を行い、職場適応援助者助成金の申請を行った場合は、当該申請に係る援助を行った月において、当該援助を受けた利用者に係る就労定着支援サービス費を算定していないか。 | 告示別表第14の2の1の注10 | ・指定就労定着支援の提供に関する記録・訪問型職場適応援助者による支援に関する書類・障害者職場適応援助者助成金の申請に関する書類 |
| 適・否 | 12 他のサービスとの関係 | 　利用者が自立訓練(生活訓練)又は自立生活援助を受けている間は、就労定着支援サービス費を算定していないか。 | 告示別表第14の2の1の注11 |  |
| 適・否 | 13 地域連携会議実施加算 | ⑴　地域連携会議実施加算(Ⅰ)事業所が、関係機関（地域障害者職業センター、障害者職業・生活支援センター、医療機関その他当該事業所以外の事業所をいう。）との連携を図るため、関係機関において障害者の就労支援に従事する者により構成される、利用者に係る就労定着支援計画に関する会議を開催し、当該事業所のサービス管理責任者が関係機関との連絡調整を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回（13⑵を算定している場合にあっては、その回数を含む。）を限度として、所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第14の2の2の注1 | ・訓練等給付費明細書・サービス提供実績記録票・就労定着支援計画・モニタリングの記録・就労定着支援計画の原案・就労定着支援計画に係る担当者会議録 |
| 適・否 | ⑵　地域連携会議実施加算(Ⅱ)　 事業所が、就労定着支援計画の作成又は変更に当たって、関係者により構成される会議を開催し、当該会議において、当該事業所のサービス管理責任者以外の就労定着支援員が当該就労定着支援計画の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労定着支援計画の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った上で、当該事業所のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回（13⑴を算定している場合にあっては、その回数を含む。）を限度として、所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第14の2の2の注2 |
| 適・否 | 14 初期加算 | 　生活介護等と一体的に運営される事業所において、一体的に運営される生活介護等以外を利用して通常の事業所に雇用された障害者に対して、新規に就労定着支援計画を作成し、指定就労定着支援を行った場合に、指定就労定着支援の利用を開始した月について、1回に限り、所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第14の2の3の注 | ・訓練等給付費明細書・サービス提供実績記録票・指定就労定着支援の提供に関する記録 |
| 適・否 | 15 就労定着実績体制加算 | 　過去6年間において指定就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして生活介護等又は基準該当生活介護等を利用したものについては、当該生活介護等又は基準該当生活介護等を受けた後、42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者）の占める割合が前年度において100分の70以上として市長に届け出た事業所において、指定就労定着支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第14の2の4の注 | ・訓練等給付費明細書・利用を終了した者の数に関する書類・継続して就労している者又はしていた者に関する書類 |
| 適・否 | 16 職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算 | 　訪問型職場適応援助者養成研修を修了した者を就労定着支援員として配置しているものとして市長に届け出た事業所において、指定就労定着支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第14の2の5の注 | ・訓練等給付費明細書・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類・研修を修了したことがわかる書類 |
| 適・否 | 17 利用者負担上限額 | 　利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第14の2の6の注 | ・訓練等給付費明細書・受給者証写し・上限額管理結果票 |
| 適・否 | 18 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)、（Ⅲ）、（Ⅳ） | 指定就労定着支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次の⑴から⑶までに掲げる加算を算定しているか。　ただし、次の⑴から⑶までのいずれかの加算を算定している場合にあっては、次の⑴から⑶までのその他の加算は算定しない。 | 告示別表第14の2の7の注 | ・訓練等給付費明細書・福祉・介護職員等処遇改善計画書・福祉・介護職員等処遇改善実績報告書・賃金を改善したことが分かる書類・職員に周知した記録・労働保険料の領収証・研修計画・研修実施記録・処遇改善の内容について公表していることが分かるもの |
| 適・否 | ⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。ア　当該事業所が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。イ　当該事業所において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。②　当該事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。③　福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。④　当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。⑤　算定日が属する月の前12月間において、労働基準法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。⑥　当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。⑦　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。ア　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。イ　アの要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。ウ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。エ　ウについて、全ての職員に周知していること。オ　福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。カ　オの要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。⑧　②の届出に係る計画の期間中に実施する当該福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該事業所の職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。⑨　⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 |
| 適・否 | ⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）⑴の①のア及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）⑴の①のア、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| **第7　その他** |
| 適・否 | 障害福祉サービス等情報公表制度 | 　障害福祉サービス等情報公表システムに掲載する事業所情報を市に報告しているか。 | 平成30 年4月23 日付障障発0423 第1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 |  |